# 調剤報酬点数表

| 項目 | 点数 | 算定要件 |
| --- | --- | --- |
| 調剤基本料1 | 47点 | 複数の医療機関からの処方箋同時受付、2枚目以降は100分の80、未妥結率減算は100分の50 |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算3 | 67点 | 地域医療への貢献実績が特に高い調剤基本料１の薬局 |
| 連携強化加算 | 5点 | 災害・感染症時の供給体制を持つ薬局 |
| バイオ後続品調剤体制加算 | 50点 | バイオ後続品を調剤し、体制整備・掲示済みの薬局 |
| 分割調剤(長期保存が困難など) | 5点 | 14日超処方を分割、2回目以降5点 |
| 分割調剤(後発品の初服用時など) | 5点 | 初のジェネリック変更時、2回目のみ5点 |
| 在宅薬学総合体制加算1 | 30点 | 在宅患者に対する薬学的管理・指導を行うために必要な体制が整備されている薬局 |
| 電子的調剤情報連携体制整備加算 | 8点 | 月１回に限り |
| 内服薬 | 24点 | １剤につき3剤分まで |
| 内服用滴剤 | 10点 | |
| 頓服薬 | 21点 | １回の処方箋受付において、剤数にかかわらず |
| 浸煎薬 | 190点 | 1調剤につき3調剤分まで |
| 湯薬-イ | 190点 | ７日分以下 |
| 湯薬-ロ(７日目以下の部分) | 190点 | |
| 湯薬-ロ(8日目以上の部分) | 10点 | 1日分につき |
| 湯薬-ハ(29日分以上の場合) | 400点 | |
| 注射薬 | 26点 | 1回の処方箋受付 |
| 外用薬 | 10点 | 1調剤につき3調剤分まで |
| 麻薬等加算｜麻薬 | 70点 | 1調剤につき |
| 麻薬等加算｜向精神薬・覚醒剤原料・毒薬 | 8点 | 1調剤につき |
| 時間外加算 | 100分の100 | 開局時間以外の時間（深夜・休日を除く） |
| 休日加算 | 100分の140 | |
| 深夜加算 | 100分の200 | 深夜（午後10時から午前6時まで） |
| 夜間・休日等加算 | 40点 | 薬局が表示している開局時間内であっても、特定の時間帯（平日19時以降、土曜13時以降など）や休日・深夜に調剤を行った場合に、受付1回につき40点を加算するもの |
| 自家製剤加算｜内服薬 | 20点/7日分 | 1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数) |
| 自家製剤加算｜頓服薬 | 90点 | 1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数) |
| 自家製剤加算｜液剤 | 45点 | 1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数) |
| 自家製剤加算｜外用薬（錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤） | 90点 | 1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数) |
| 自家製剤加算｜外用薬（点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤） | 75点 | 1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数) |
| 自家製剤加算｜外用薬（液剤） | 45点 | 1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数) |
| 計量混合調剤加算｜液剤 | 35点 | 1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数) |
| 計量混合調剤加算｜散剤・顆粒剤 | 45点 | 1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数) |
| 計量混合調剤加算｜軟膏・硬膏剤 | 80点 | 1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数) |
| 調剤管理料｜内服薬（28日分以上） | 60点 | 処方せん受付1回につき｜3剤まで |
| 調剤管理料｜内服薬（27日分以下） | 10点 | 処方せん受付1回につき｜3剤まで |
| 調剤管理料｜内服薬（上記以外） | 10点 | 処方せん受付1回につき｜3剤まで |
| 調剤時残薬調整加算｜在宅患者 | 50点 | 7日分以上相当の変更<br>処方前相談・提案反映または調剤日数変更時 |
| 調剤時残薬調整加算｜かかりつけ薬剤師が実施 | 50点 | 7日分以上相当の変更 |
| 調剤時残薬調整加算｜上記以外 | 30点 | 7日分以上相当の変更 |

# 調剤報酬点数表

| 項目 | 点数 | 算定要件 |
|---|---|---|
| 薬学的有害事象等防止加算-イ｜在宅患者 | 50点 | 処方前相談・提案反映 |
| 薬学的有害事象等防止加算-ロ｜在宅患者 | 50点 | 処方変更が行われた場合 |
| 薬学的有害事象等防止加算-ハ｜かかりつけ薬剤師が実施 | 50点 | 処方変更が行われた場合 |
| 薬学的有害事象等防止加算-ニ｜その他 | 30点 | 処方変更が行われた場合 |
| 服薬管理指導料1-イ | 45点 | 原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者｜かかりつけ薬剤師が行った場合 |
| 服薬管理指導料1-ロ | 45点 | 原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者｜服薬管理指導料1-イ以外 |
| 服薬管理指導料2-イ | 59点 | 原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者以外｜かかりつけ薬剤師が行った場合 |
| 服薬管理指導料2-ロ | 59点 | 原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者以外｜服薬管理指導料2-イ以外 |
| 服薬管理指導料3 | 45点 | 介護老人福祉施設等入所者 |
| 服薬管理指導料4-イ | 45点 | 情報通信機器で服薬指導｜原則3月以内に再度処方箋を持参した患者 |
| 服薬管理指導料4-ロ | 59点 | 情報通信機器で服薬指導｜在宅療養で通院困難な患者（服薬管理指導料4-ハ以外） |
| 服薬管理指導料4-ハ | 59点 | 服薬管理指導料4ーロのうち、患者の状態の急変等に伴い行った場合 |
| 服薬管理指導料4-ニ | 59点 | 服薬管理指導料4-イからハ以外 |
| 麻薬管理指導加算 | 22点 | 受付1回につき |
| 特定薬剤管理指導加算1-イ | 10点 | 特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方された場合 |
| 特定薬剤管理指導加算1-ロ | 5点 | 特に安全管理が必要な薬の調剤時、服用状況や副作用を確認し指導等を行った場合 |
| 特定薬剤管理指導加算3-イ | 5点 | 医薬品リスク管理計画（RMP）に基づき、安全管理資料を初めて用いて指導等を行った場合（初回のみ） |
| 特定薬剤管理指導加算3-ロ | 10点 | 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対して必要な指導等を行った場合（初回のみ） |
| 乳幼児服薬指導加算(6歳未満の場合) | 12点 | 受付1回につき |
| 小児特定加算 | 350点 | 18歳未満の医療的ケア児 |
| 吸入薬指導加算 | 30点 | 6ヶ月に1回 |
| かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 | 50点 | 3ヶ月に1回 |
| かかりつけ薬剤師訪問加算 | 230点 | 6ヶ月に1回 |
| 外来服薬支援料1 | 185点 | 月1回｜自力での服用が困難な患者さんの服薬管理を支援 |
| 外来服薬支援料2｜42日分以下 | 34点/7日分 | 多剤服用や開包困難な患者さんへ一包化した場合 |
| 外来服薬支援料2｜43日分以上 | 240点 | 多剤服用や開包困難な患者さんへ一包化した場合 |
| 施設連携加算 | 50点 | 月1回｜介護老人福祉施設入所患者さんの服薬管理をした場合 |
| 服用薬剤調整支援料1 | 125点 | 月1回｜6剤以上の内服薬の減薬を提案し、2剤以上減少した場合 |
| 服用薬剤調整支援料2 | 1000点 | 6ヶ月に1回｜複数の医療機関から6剤以上の患者へ、かかりつけが減薬を提案 |
| 調剤後薬剤管理指導料1 | 60点 | 月1回｜糖尿病患者に対して行った場合 |
| 調剤後薬剤管理指導料2 | 60点 | 月1回｜慢性心不全患者に対して行った場合 |
| 服薬情報等提供料1 | 30点 | 月1回｜保険医療機関の求めがあった場合 |
| 服薬情報等提供料2-イ | 20点 | 月1回｜保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合 |
| 服薬情報等提供料2-ロ | 20点 | 月1回｜リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合 |
| 服薬情報等提供料2-ハ | 20点 | 月1回｜介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合 |
| 服薬情報等提供料3 | 50点 | 3ヶ月に1回｜入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合 |

## 調剤報酬点数表

| 項目 | 点数 | 算定要件 |
|---|---|---|
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料1｜単一建物患者1人 | 650点 | 月4回まで｜末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料2｜単一建物患者2〜9人 | 320点 | 月4回まで｜末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料3｜その他 | 290点 | 月4回まで｜末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料｜麻薬管理指導加算 | 100点 | 訪問1回につき |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料｜乳幼児加算 | 100点 | 訪問1回につき｜6歳未満患者対象 |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料｜小児特定加算 | 450点 | 訪問1回につき｜医療的ケア児 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 | 500点 | 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-イ | 400点 | 夜間訪問加算 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-ロ | 600点 | 休日訪問加算 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-ハ | 1000点 | 深夜訪問加算 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 | 200点 | 上記以外 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料｜麻薬管理指導加算 | 100点 | 訪問1回につき |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料｜乳幼児加算 | 100点 | 訪問1回につき｜6歳未満患者対象 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料｜小児特定加算 | 450点 | 訪問1回につき｜医療的ケア児 |
| 在宅患者緊急時等共同指導料 | 700点 | 月2回まで |
| 在宅患者緊急時等共同指導料｜麻薬管理指導加算 | 100点 | 訪問1回につき |
| 在宅患者緊急時等共同指導料｜乳幼児加算 | 100点 | 訪問1回につき｜6歳未満患者対象 |
| 在宅患者緊急時等共同指導料｜小児特定加算 | 450点 | 訪問1回につき｜医療的ケア児 |
| 退院時共同指導料 | 600点 | 入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで |
| 経管投薬支援料 | 100点 | 初回のみ |
| 在宅移行初期管理料 | 230点 | 初回月1回のみ |
| 訪問薬剤管理医師同時指導料 | 150点 | 6ヶ月に1回｜薬剤師が医師と同時訪問し指導した場合 |
| 複数名薬剤管理指導訪問料 | 300点 | 薬剤師が他職員と複数名で訪問し指導した場合 |
| 使用薬剤料1 | 1点 | 所定単位につき15円以下の場合 |
| 使用薬剤料2 | 10円または端数をますごとに1点 | 所定単位につき15円を超える場合 |
| 1処方につき7種類以上の内服薬 | 所定点数の100分の90 | |
| 特定保険医療材料 | 材料価格を10円で除して得た点数 | |
| 調剤ベースアップ評価料 | 4点 | 受付1回につき |
| 調剤物価対応料 | 1点 | 3ヶ月に1回 |

# 当薬局の施設基準について

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準の届出をし、算定しています。

| | |
|---|---|
| | 調剤基本料1 |
| | 地域支援・医薬品供給対応体制加算3 |
| | 連携強化加算 |
| | バイオ後続品調剤体制加算 |
| | 在宅薬学総合体制加算1 |
| | 服薬管理指導料　注1に規定する　かかりつけ薬剤師 |
| | 電子的調剤情報連携体制整備加算 |
| | 調剤ベースアップ評価料 |
| | 調剤物価対応料 |
| | |
| | |

2.当薬局は 24 時間電話連絡や調剤に対応しています。また、以下の薬局と連携しています。

薬局情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 薬局名 | 有限会社　さとう薬局 | 電話番号 | 0254－22－3373 |
| 所在地 | 新潟県新発田市大手町5丁目2－9 | | |
| 開局時間 | 8:30~18:00(月・火・水・金)<br>8:30~16:30(木)<br>8:30~13:00(土) | 休業日 | 日曜・祝日 |
| 緊急時連絡先 | 0254－22－3373<br>(自宅兼用・携帯転送)<br>※緊急時はいつでも応じます | | |

連携している薬局

| | | | |
|---|---|---|---|
| 薬局名 | 本間　薬局 | 電話番号 | 0254－26－7676 |
| 所在地 | 新潟県新発田市本町2－8－5 | | |

3. ご自宅や施設等への訪問も行います。

4. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)・バイオ後続品の積極的な使用をお勧めしています。

5. 当薬局は、医療 DX 推進に向けた以下の取組みを実施し、調剤を行っています。

①オンライン資格確認システムから診療・薬剤情報等を取得及び閲覧し、調剤や服薬指導時に活用しています

②マイナンバーカードを健康保険証としての利用を促進し、質の高い医療提供に向けて取り組んでいます

③電子処方箋による調剤が可能であり、電子カルテ情報共有サービスを活用しています

# 当薬局が行うサービスについて

1. 当薬局は、全国どの保険医療機関の処方せんも受け付けています。最適な薬物療法を提供できるよう、お薬手帳を確認してアレルギーや副作用歴などを把握させていただきます。

2. アレルギー・副作用歴等の体質や、合併症・他の医療機関への受診状況などの情報を収集し、記録することで、薬の有効性と安全性を確認でき、リスクを減らすことができます。

3. 薬の飲み残しがある場合は、今回の処方で量を調節することができます。薬剤師にお気軽にご相談ください。

4. 他の薬局や医療機関から薬をもらっている場合には、同種・同効薬の重複がないか、飲み合わせの良くない薬がないか、確認します。

5. お渡しする薬の名前・効果・飲み方などを文書にて説明します。

6. 薬をお飲みになっている期間を通じて、薬の効果や体調の変化等を確認させていただくことがあります。

7. 医療用麻薬や、特に安全管理が必要な医薬品をお使いの場合は、飲み方や保管・管理を十分ご説明し、副作用がでていないか、確認させていただきます。

8. 6歳未満のお子さんの場合は、保護者の方へ服用に関して十分な確認および説明を行います。

9. 医療的ケアが必要なお子さんの場合は、保護者の方へ服用に関して十分な確認および説明を行います。

10. 吸入薬の管理や使い方について十分な管理および丁寧な説明を行います。

11. 当薬局の薬剤師を、処方医と連携して服薬状況を継続的及び一元的に把握し、服薬指導等を担当する「かかりつけ薬剤師」として選択いただくことが可能です。

2026 年 4 月